

アプローチレター



暑中お見舞い申し上げます！

平成27年7月号NO.11

あつ〜い夏がやってきましたが、
体調は崩されてませんか？
そして、バカンスのご予定はもうお決まりですか！？
ちなみに当方は、今年もお盆休み等は一切なく、
カレンダー通り営業いたします。
さあ、暑さに負けず、
一緒に常夏の日本を楽しんでのりきっていきましょう！



アプローチレター製作委員会

【インデックス】

- | | | | |
|---------------------------|----------------------|------|------|
| 1. コラム | 〜当方代表が交代で書きます・語ります！〜 | 【担当】 | 加藤 聡 |
| 2. 特集「家族の問題解決としての『民事信託』I」 | | | 田 中 |
| 3. アプローチ相談室 | | | 曾 雌 |
| 4. THE法務局調査 | | | 小 田 |
| 5. アプローチ女子会 | | | 水 野 |
| 6. アプローチからのお知らせ | | | 水 野 |
| 7. アプローチ外部講師派遣のご案内 | | | |
| 8. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内 | | | |



1. コラム 「感情の受動喫煙」

誰もが今まで受動喫煙をした経験があるでしょう。

最近は禁煙区域が増えているが、カフェやレストラン、まだまだ色々な所でタバコの煙が近寄ってくる事がある。副流煙はタバコを直接吸うより健康に悪いことは知っている。

だから我々、(特に非喫煙者は)健康を保ちたいならタバコの煙の近くには行ってはいけない。

体の健康はそれでOKだとしても、心の健康はどうだろうか？

受動喫煙と同じように感情も伝播する事が分かっている。つまり、怒っている人の近くにいる自分もイライラした気分になる。イライラする出来事など何もなくてもそういう気分になる。さっきまで楽しい気分だったとしてもイライラした気分が移ってくる。

一方、笑っている人の近くにいると自分も楽しい気分になる。楽しくなる原因など何もなくても楽しい気分になることができる。お店に行った時、店員さんが何か良い事があったらしく、とてもご機嫌だったとする。そのニコニコ顔から、あなたに楽しい気分が伝わってくる。

感情は、自分の内面からわくモノだと思われているが、実はそれだけではない。

感情は、自分の外側からも伝わってくる。外部の人間を通じてあなたの感情は変わるのだ。あなたはしばらくすると、楽しい気分がその店員さんからもらった感情だという事は忘れて、自分の内面からわいてきたものだと思っている。

そして、「今日は何だかいい日だな」なんて思ったりする。感情の受動喫煙である。

もしこの感情が受動喫煙のように移るものだとしたら、あなたはどんな感情をもらいたいのだろうか？ イライラした気分？ 楽しい気分？ 答えは明らかだ。

そして、とるべき行動も明らかだ。イライラしている人には近づかず、楽しそうにしている人に近づこう。そして、感情の受動喫煙をする。これを意識してする事が大切。意識して、自分から近づく人を選ぶ事。意識して、つきあう人を選ぶ事。幸せになるには、成功するには、そんな人の近くに行き受動喫煙しましょう。



加藤 聡

アプローチもみなさまに選ばれ、もっと近づいていただきたいと思います。ぜひアプローチに受動喫煙しにきてくださいね。

2. 特集 『家族の問題解決としての『民事信託』Ⅰ』

担当 田中 真由美

総務省の統計によると、わが国の65歳以上の高齢者人口は3200万人を超え、総人口に占める高齢者率は約25%となっています。

そして、その高齢者に1600兆円を超える個人の金融資産が集中しています。

不動産を含めれば、もっと大きなものになるでしょう。

そんな中、介護問題、認知症、相続…高齢者をとりまく問題は増加の一途をたどっています。こうした高齢者が保有する資産を適切に管理し、次世代に引き継ぐことは社会全体の大きな課題であり、この管理・承継手法として、今、信託の仕組みが注目されています。

その為今回は、多くの種類がある中で『民事信託』に絞った上で、

一回目は、

(高齢者のサポートを目的とした「法定後見制度」「任意後見制度」「遺言」等、他の制度と比較しながら、)
『福祉型信託』 『遺言代用信託』 『生命保険信託』

二回目は、

家族信託を利用した、

“認知症になる前の3つの具体的対策(「相続設計」「空き家(実家)対策」「賃貸経営」)”

をご紹介します。

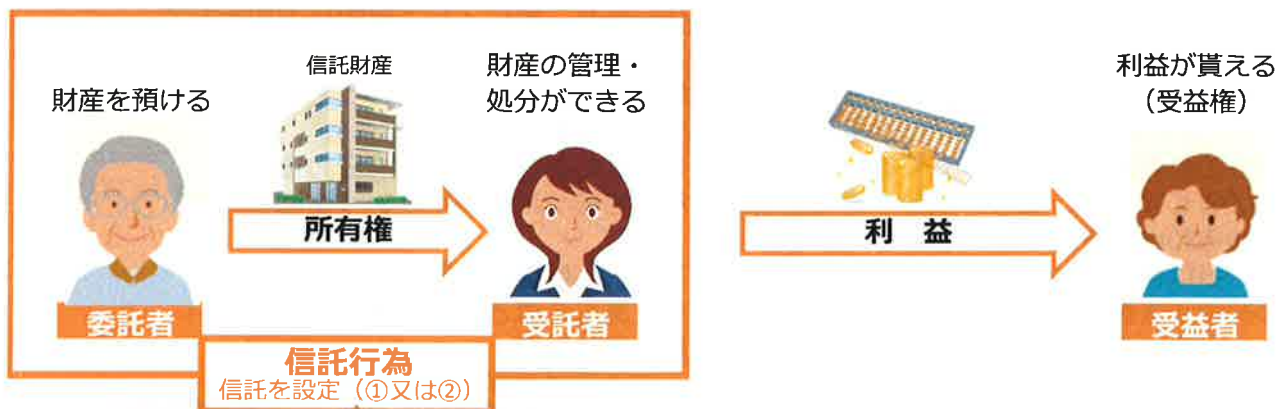
なお、ここで一つ気をつけて頂きたいのが、**信託は決して節税につながるわけではない**、ということです。

あくまで今回は、家族の問題解決の一つ方法として『信託』という制度を知って頂き、今後何かご自分や周りのご家族に問題が起こった時、一番良い選択ができるようにその選択肢を増やすという意味で、お役に立てればと思っております。

1.『信 託』ってなに？

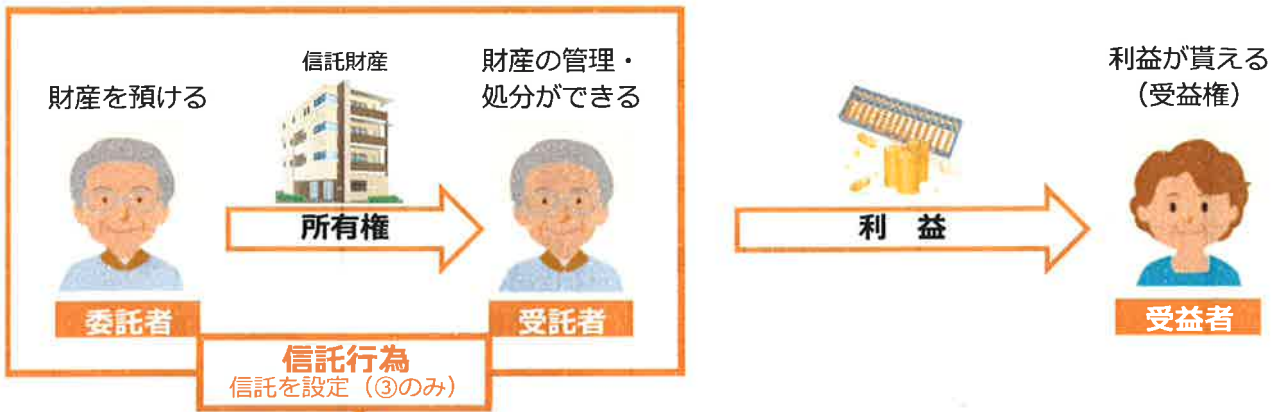
A. 信頼のおける人に自分の財産を託し、その財産の管理・処分を任せること

(1) 他益信託（委託者・受託者・受益者それぞれが違うケース）



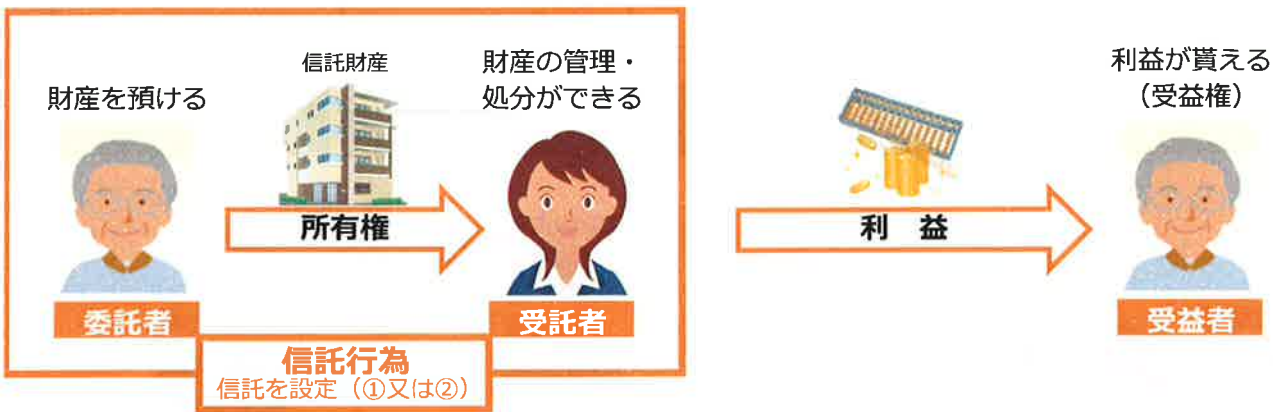
①信託契約…委託者と受託者が信託について交わす契約（受益者の同意は不要）

(2) 自己信託（委託者・受託者が同じケース）



③意思表示…委託者と受託者が同一の場合、①や②ではできないので、信託内容を公正証書として残したり、確定日付のある証書で受益者に通知し意思を表示するもの

(3) 自益信託（委託者・受益者が同じケース）



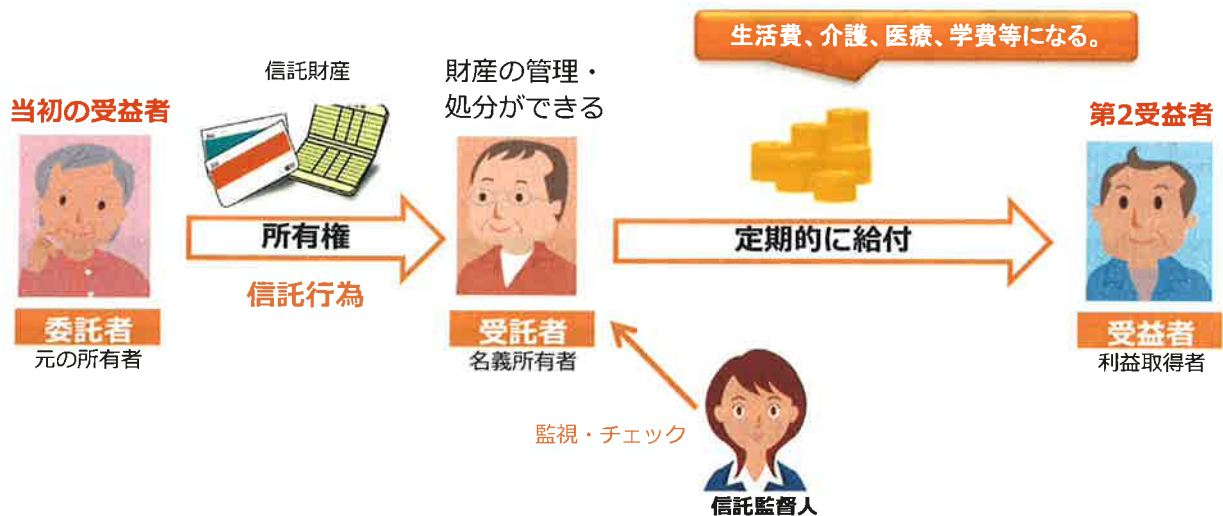
2. 「商事」信託と「民事」信託の違いって？

種 類	商事信託	民事信託
法 律	信託業法	信 託 法
受 託 者	信託銀行や信託会社 不特定多数を相手にし業として信託を反復継続して行うもの	未成年者、成年被後見人等の 制限行為能力者以外、誰でも可能
免許・登録 (受託者)	必 要	不 要
受託手数料 (委託者→受託者)	必 要	不 要 (信託財産の管理費用はかかります。)
特 徴	・スキームがパッケージ化されている為、分かりやすいが財産の種類や金額に制限があり、万人が利用できない場合があり。 ・金融監督当局の監督を受けるので、不正が起こりにくい。	・身内等に受託者になってもらい、収益性の低い財産(遊休地や底地)、取り扱いが難しい財産(絵画、宝石等)、自宅等「商事信託」に向かない財産でも信託可能。 ・身内等の為、不正が起こりやすい。

3. 高齢者をサポートする他の制度との比較

種 類		民事信託	法定後見制度	任意後見制度	遺 言
法 律		信託法	民 法	任意後見契約法	民 法
当 事 者	本人	委託者	成年被後見人 等	①委 任 者 ②任意被後見人	遺言者
	相手	受託者 (受益者)	成年後見人 等	①受 任 者 ②任意後見人	受遺者 等
手 続		信託契約 等	家裁への申立	①任意後見契約 ②家裁への申立	①遺言作成 ②家裁での検認が 必要な場合あり
効力発生		契約による	本人の判断能力低下	本人の判断能力低下	本人の死亡
監 督		信託監督人(任意) 受益者代理人(任意)	家庭裁判所 (後見監督人)	家庭裁判所 後見監督人	
財 産		信託目的の範囲内で、 受託者の裁量により、 信託財産の自由な管理、 運用や処分が可能	原則、財産の維持のみ 積極的な運用等は不可	法定後見ほどの規制は ないが、財産の処分等 には、後見監督人や 家裁の許可がいる場合 がある	法定相続人である 配偶者、子、直系尊属 には、遺留分がある

4. 福祉型信託 ～介護や福祉への備え～



福祉型信託とは？

介護や認知症のリスクがある高齢者の為に、親族や一般社団法人等が受託者となって高齢者の代わりに財産を保全・管理するものです。

特徴は、信託財産を運用して資産を増やすことを主な目的とすることなく、財産を受益者たる子や妻、孫等に定期的に給付することにあります。

判断能力に問題はないが、財産管理が難しい身体障がい者や浪費癖のある方等も活用できます。

一般的には、贈与税が課されるため「他益信託」とはせず、「自益信託」とすることが多く、後に、委託者兼受益者の死亡や信託契約で定めた条件等により第2受益者に渡るようにします。受託者が適切に財産を管理しているかどうかを、監視・チェックする為に、第三者である専門家を信託監督人や受益者代理人として契約しておく安心です。

5. 遺言代用信託 ～老後と死後、二つの備え～

遺言代用信託とは？

遺言を使わずに生前の契約により実質的に財産の分配を決めておくものです。

自分が委託者となり受託者に財産を信託して、委託者の生存中は委託者自身を受益者とし、死後は配偶者や子等を受益者とします。

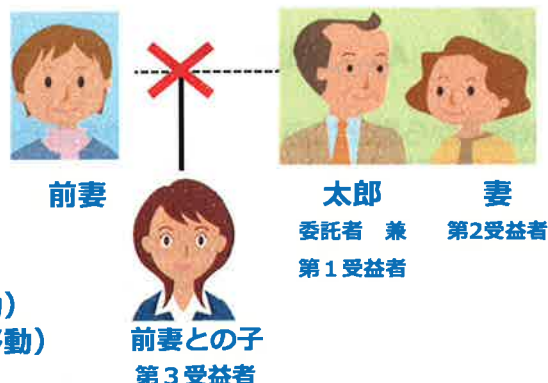
委託者自身が老後に不安を持ち、また、家族に障がい者等気がかりな者がいる場合等、家族間の生活を安定させるために活用できます。

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託

例：太郎は再婚しており、前妻との間に子がいます。自分が亡くなったら、再婚した妻に財産を残したいのですが、その後、再婚した妻が亡くなった後は、前妻との子に財産を渡したいと考えています。

(再婚した妻の兄弟とは仲が悪く、財産を引き継がせたくない等…)

- ① 太郎自身が委託者兼第1受益者として信託を設定する
- ② 再婚相手を第2受益者とする（死亡による受益権の移動）
- ③ 前妻との子を第3受益者とする（死亡による受益権の移動）



※受益者を連続して指定しておく場合、信託設定時から30年経過後、最初に発生する相続までが有効となります。
つまり、30年経過後、受益者が亡くなり、その次に指定された受益者を最後に信託は終了します。

6. 生命保険信託 ～不支給案件の防止～

生命保険信託とは？

保険契約による死亡保険金請求権を信託財産として受託者に権利移転するものです。

- ・ 被保険者（保険契約者（保険料負担者））⇒ 委 託 者
- ・ 親 族 ⇒ 受 託 者
- ・ 保険金の受取人 ⇒ 受 益 者
- ※ 信託財産 ⇒ 死亡保険金請求権



支払われるべき死亡保険金が、受取人たる妻や子が認知症等により請求しない又はできない為に、不支給案件なるのを防ぐために活用できます。

なお、信託銀行等でも数年前から生命保険信託として商品化していますので、民事信託では死亡保険金額3000万円以下が向いています。

7. まとめ

超高齢化社会に伴う問題は、家族関係、財産内容、その他…各々ご家族ごとで異なります。また、今現在ある多くの制度は、メリットもあり、もちろんデメリットもあります。その為、自分のご家族や財産にあった制度を選択し、また色々な制度を組み合わせることで補完させるようにし、皆様の安心を形にできればと思います。

～ お気軽にご相談下さい（0120-512-432） ～

無料 相 続 ・ 遺 言 相 談 会 実 施 中

3. アプローチ相談室

～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

Q. 住宅ローンを完済し、銀行から抵当権抹消登記の為の書類を受け取りましたが、その書類を無くしてしまいました。もう、抵当権抹消登記は出来ないの？



担当：曾雌 忠司

A. 出来ます！

金融機関から登記に必要な書類を再発行してもらい、手続きをすることになります。

※相手の金融機関が合併等により今は無い場合は、承継先を探して、そこに書類の再発行の依頼をする必要があります。

但し、抵当権設定時の登記識別情報通知や登記済証は再発行できませんので、一般的には、「事前通知」という方法で手続きを行ないます。

「事前通知」の手続きとは・・・

①登記申請後、義務者（この場合、銀行）宛に、登記内容が記載された通知書が送付されます。

②受取った側は、通知書に記載されている登記内容に間違いなければ、実印を押印して法務局に返送します。

※但し、法務局が通知書を発送した日から2週間以内に返送しないとイケません。

③法務局が通知書を受取り、その他申請に不備が無ければ、数日で登記手続きが完了します。

この様に書類を無くしてしまっても手続きは出来ませんが、余分な手間と時間と費用が掛かります。住宅ローンを完済されたら、早めに登記の手続きをされることをお勧めします。

4. THE法務局調査

～当方法務局調査員が、珍しい謄本や地名、各法務局のこぼれ話をご紹介します～

～ 地図混乱地域 ～

担当：小田 美早

はじめまして！1月より調査部に所属いたしました、小田と申します。

新しい発見の繰り返しで、学ぶことが多く楽しい日々ですが、

今回は特に驚いた「地図混乱地域」についてご紹介したいと思います。

まず公の書類に、「混乱」という言葉が使われていることに驚きました(笑)
普段なら地番が分かっておりそれを元に公図という図面を取得するのですが、この地域の公図を取得しようと法務局へ行ったところ『地番がないよ』とのこと。

“ち、地番がない！？”とまさにビックリ仰天でしたΣ(°д°)！

自分の住んでいるところはどうなっているんだろう？

気になられた方はぜひ一度公図をとってみてはいかがでしょうか？

他にも新たな発見があって面白いかもしれませんよ(๑ω๑)

～名古屋にある難読地名クイズ(先回の答えで一す)～



- ① にじっけんや ② ひよりちょう ③ せんげんちょう ④ しゅもくちょう
何問正解できましたか？次回もお楽しみにっc(๑ω๑)っ

5. アプローチ女子会

～当方事務・会計職員のアプローチ3人娘が、とにかく好きに書きます～

担当：望月・水野・西田

みなさん、こんにちは！

だいぶ、暖かくなり過ごしやすい季節になりましたね！

毎日、チャリ通勤しているNとM乃にとっては、年間で数少ない一番嬉しい季節です！！

さて！今回の女子会はI N 丸の内ビアガーデンということで！笑

Tの自宅にて、“しゃぶしゃぶパーティー”が開催されました！！

ボスからのシャンパンで乾杯し、スタート！！

色気だらけのM美に、昼間食べられなかったお弁当を広げだすM子、ビールばかりのT美に、

赤ちゃんを離さないT母、来て食べて即帰宅の奥様T子に、

しゃぶもちを入れまくって怒られるN、ポエマーといじられるOに

赤ちゃんをみんなに預けて食べるH！！

ベランダでビールを飲んだり、ソファで寝たり、

なぜかとてもくつろげるおうち女子会なのでした！

仕事の話も○○○な話も盛り上がり、

0時を過ぎる濃～い時間はあっという間でした！

アプローチにも女子が増え、より一層、華やかな

事務所になるように、女子力UP！？を目指して

日々、努力していきます！！

みなさんも素敵な仲間とたまには

おうちパーティーはどうですか？♪



6. アプローチからのお知らせ

担当：水野あゆみ

● H27.5.22 第25回「アプローチセミナー」を開催いたしました。

今回はデライトコンサルティング株式会社 代表取締役 近藤 圭伸 先生をお迎えし、「革新的”ビジネスマナー習得術セミナー」と題し、ご講義いただきました！

非常に多数の方にご参加を頂き、皆様のビジネスマナーに対する意識の高さが現れたセミナーとなりました。

近藤先生及びご多忙の折ご参加頂きました皆様には厚く御礼申し上げます。

次回は、8月に別のテーマで開催する予定です。決まりましたらご案内申し上げます。

● H27.5.8 「アプローチセミナー番外編」を開催いたしました。

「中小企業のための会社法改正セミナー」と題し、当方主催でセミナーを開催致しました！！

当事務所行政書士 伊藤 泰三 が、今年5月1日から施行された改正会社法について、

中小企業に関する部分にポイントを絞って説明させていただきました。

今後も番外編として旬な情報をお届けしていけたらと考えております！！

こちららも、決まり次第、ご案内申し上げます。

(H27.5.7と6.1に某会計事務所に出張講義もさせていただきました。)

本セミナーを収録したDVDを無料でプレゼント！ご希望の方は当方(担当：近藤)までご連絡下さい！

● H27.5.21 「中小企業のための知らないと怖い会社法入門」と題して、当事務所行政書士 伊藤 泰三 が、外部講師をいたしました。

● H27.5.20 名古屋市公会堂で「相続・遺言無料相談会」を開催いたしました。

● H27.5.27 昭和郵便局で「相続・遺言無料相談会」を開催いたしました。

7. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名在社しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様にお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

- 【例】
1. 新発見?! 謄本の見方・使い方
 2. 今さら聞けない登記手續のキソの基礎
 3. 相続勉強会(初級・中級・上級 編)
 4. 最大限あなたの希望を叶える! 遺言の作り方
 5. "株式会社"だけじゃない! 会社設立のツボ教えます。
 6. 失敗事例から学ぶ事業承継
 7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～



等

8. アプローチメンバーズクラブ (AMC) のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ (AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会 10大特典 入会金10,800円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無料特典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,250円)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時)その他お役立ち情報
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。無料セミナーも当然お知らせいたします。外部セミナーにもご招待します。
割引特典	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家(弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介します。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off
	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の20%Off
	8 財産管理表の作成	通常料金52,500円～を50%Off
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を20%Off
	10 相続税ミレージン	当事務所提携税理士事務所による相続税ミレージン料を20%Off

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel (052) 228-0713 Fax (052) 228-0714

<http://www.approach.gr.jp>

✉ soudan@approach.gr.jp

アプローチは土日もやってます! お気軽にお問合せ下さい。

